学校法人 役員等の報酬及び旅費規程 作成例

報酬及び旅費を支給する場合

**学校法人〇〇学園役員等の報酬及び旅費に関する規程**

 （目的）

第１条　この規程は、学校法人〇〇学園の理事、監事及び評議員（以下「役員等」とい

　う。）の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めたものである。

 （報酬の支給）

第２条 役員等が次に定める業務を行ったときは、当該役員等に報酬を支給することがで

　きる。

（１）理事会への出席

（２）評議員会への出席

（３）監査の実施

 （旅費の支給）

第３条 前条で定める業務のため出張したときは、当該役員等に旅費を支給することがで

　きる。

　　ただし、ここでいう出張とは、法人の教職員である役員等については在勤地以外の場

　所、それ以外の者については住所地以外の場所への出張をいう。

 （報酬等の額）

第４条 報酬及び旅費の額は、別表のとおりとする。

 （台帳の作成等）

第５条　役員等に報酬又は旅費を支給したときは、別記様式による台帳を作成し、当該役

　員等から領収印を徴収しなければならない。

２　報酬を支給したときは、所得税の源泉徴収をしなければならない。

 （定めのない事項）

第６条 この規程に定めのない事項については、理事会及び評議員会の議決による。

 （規程の改廃）

第７条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決による。

 附 則

　この規則は、○○年○○月○○日から実施する。

別表

役員等の報酬及び旅費の額（１日につき）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 報　 酬（円） | 旅　　　　　費　　　（円） |
| 日 当 (円) | 運 　賃 　等　（円） |
| 理事(理事長を含む) | ○○,○○○ | ○,○○○ | 鉄道賃等の実費又は教職員の給与規程で定める通勤手当の計算方法を基準として算出した額 |
| 監　　　　　　　事 | ○○,○○○ |
| 評　　　議　　　員 | ○○,○○○ |

備考　１　日当は、○○市以外の片道３０km以上の支給額。○○市内

　　　　及び○○市以外の片道３０km未満の旅行については、支給しない。

　　　２　理事と評議員を兼ねる者について、同日に理事会及び評議員会を開催す

　　　　る場合は、理事の報酬及び旅費のみを支給する。

　　　３　法人の教職員である役員等について、勤務時間内に第２条第１項で定め

　　　　る業務を行う場合は、この規程を適用しない。ただし、当該業務が勤務時

　　　　間外に及ぶときは、この規程を適用する。

学校法人 役員等の報酬及び旅費規程 作成例

無報酬とし、旅費のみ必要に応じて支給する場合

**学校法人〇〇学園役員等の報酬及び旅費に関する規程**

 （目的）

第１条　この規程は、学校法人〇〇学園の理事、監事及び評議員（以下「役員等」とい

　う。）の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めたものである。

 （報酬）

第２条 役員等は無報酬とする。

 （旅費の支給）

第３条 次に定める業務のため出張したときは、当該役員等に旅費を支給することがで

　きる。

　　ただし、ここでいう出張とは、法人の教職員である役員等については在勤地以外の場

　所、それ以外の者については住所地以外の場所への出張をいう。

（１）理事会への出席

（２）評議員会への出席

（３）監査の実施

 （旅費の額）

第４条 旅費の額は、別表のとおりとする。

 （台帳の作成等）

第５条　役員等に旅費を支給したときは、別記様式による台帳を作成し、当該役員等から

　　　領収印を徴収しなければならない。

 （定めのない事項）

第６条 この規程に定めのない事項については、理事会及び評議員会の議決による。

 （規程の改廃）

第７条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決による。

 附 則

　この規則は、○○年○○月○○日から実施する。

別表

役員等の旅費の額（１日につき）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 日 当 (円) | 運 　賃 　等　（円） |
| 理事(理事長を含む) | ○,○○○ | 鉄道賃等の実費又は教職員の給与規程で定める通勤手当の計算方法を基準として算出した額 |
| 監　　　　　　　事 |
| 評　　　議　　　員 |

備考　１　日当は、○○市以外の片道３０km以上の支給額。○○市内及び○○市以

　　　　外の片道３０km未満の旅行については、支給しない。

　　　２　理事と評議員を兼ねる者について、同日に理事会及び評議員会を開催す

　　　　る場合は、理事の旅費のみを支給する。

　　　３　法人の教職員である役員等について、勤務時間内に第３条第１項で定め

　　　　る業務を行う場合は、この規程を適用しない。ただし、当該業務が勤務時

　　　　間外に及ぶときは、この規程を適用する。